

令和7年度 京都市立大枝小学校「学校いじめの防止等基本方針」

令和7年度 大枝小学校教育目標

「過去から現在そして未来へ続く社会を生き抜く力の育成」

【目指す子ども像】

- ・ 学びいっぱい「考える子」
- ・ 笑顔いっぱい「感じる子」
- ・ 元気いっぱい「かかわる子」

【目指す学校像】

- ・ 主体的な学びに向かう楽しい学校
- ・ 安心感があふれるあたたかい学校
- ・ 美しく整い、信頼される学校

【目指す教職員像】

- ・ 教育改革を自ら推進する教職員
- ・ 情操豊かな教職員
- ・ 心身ともに健康な教職員

- 1 「学校いじめの防止等基本方針」の策定
 - (1) 目的
 - (2) 基本理念
- 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
 - (1) いじめ対策委員会の設置
 - (2) 教職員の資質向上(校内研修)
- 3 基本的施策(学校いじめ防止プログラム)
 - (1) 学校におけるいじめの未然防止
 - (2) いじめの早期発見のための措置
- 4 いじめが起きたときの措置及び再発防止に向けた取組
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) いじめが発覚したときの対応
 - (3) いじめが起きたときの措置及び再発防止に向けた取組
 - (4) インターネットを通じて行われるいじめへの対応
 - (5) 教職員の資質能力向上の取組
- 5 重大事態への対処
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 重大事態が発覚したときの対応
- 6 関係機関との連携
- 7 年間計画(予定)

1 「学校いじめの防止等基本方針」の策定 （【学校像】思いやりの心を育てる学校） （【学校像】健康や安全に留意する学校）

（1）目的

いじめとは、「子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの（当該子どもが心身の苦痛を感じていなくても、他の子どもであれば心身の苦痛を感じると予想されるものを含む。）」と定義されている。

いじめ問題の根絶には、すべての教育活動を通して児童の全人的発達を促す必要がある。すべての教育活動とは以下の3点である。

- ① 「道徳教育や人権教育などの心の教育」
 - ② 「様々な体験活動や特別活動を通して児童の自律的、協力的態度の育成」
 - ③ 「日々の学習指導における学習規律の徹底や自己肯定感、自己有用感の育成」
- である。これらの教育活動を中心としていじめ問題の根絶を目指していく。

よって本校では、全教育活動を通して「正確な観察」「迅速な対応」「誠実な指導」を徹底していく。「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

（2）基本理念

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼす。「いじめ」は自殺や不登校などの重大事態を引き起こす可能性を含んだ深刻な人権問題である。そして、「いじめ」はどの学校、学級でも起こりうるものである。また、全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなりうるものである。つまり、「いじめ」は全ての子どもに関する問題である。「いじめ」防止等の対策は、学校の内外を問わず、「いじめ」がなくなることを目指して進めていく。

教職員は、全ての子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に意欲的に取り組めるような教育活動を目指す。本学校の児童には、全ての子どもが「いじめ」を行ったり、「いじめ」を認識しながら放置したりすることがないことを目指して指導を重ねていく。

「いじめ」防止等の対策では、「いじめ」が心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、子ども自身が十分に理解できることを目指す。加えて、「いじめ」防止等の対策は、いじめを受けた子どもの生命・心身を保護することが特に重要である。そのために、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して進めていく。また、「いじめ」に関する情報を教職員個人で抱え込む、対応不要であると判断するなどのことが起こらないよう、いじめ対策委員会を中心とした情報の集約と共有化を行い、組織的かつ実効的に「いじめ」問題に取り組む。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織 （【教職員像】チーム大枝の一員として、協調・協働できる教職員）

（1）いじめ対策委員会の設置

ア 委員会名

いじめ対策委員会

イ 構成員（職名又は校務分掌）

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 養護教諭 学年主任 いじめ対策主任
スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

ウ 開催時期

・年間計画に記載。事案に応じて、管理職、生徒指導主任、当該学年担任等によるケース会議を実施する。

エ 委員会として取り組む内容

- ・ 基本方針に基づく取組や行動計画の確認
- ・ 未然防止対策、早期発見に向けての対策の検討
- ・ 各学年の児童の情報交換と課題の共有
- ・ いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認
- ・ 重大事態に対する判断と対応
- ・ 関係機関、専門機関との連携対応

オ 児童・保護者への周知方法

- ・ 「学校だより」で、いじめ対策委員会の存在を児童保護者に周知する。
- ・ 4月始業式で、全校児童にいじめ対策委員会の存在と目的、メンバーを紹介する。

（2）教職員の資質向上（校内研修）

ア 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」「いじめ対策委員会」「生徒指導ハンドブック」等をふまえ、全教職員に対し、未然防止・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等について、校内研修の充実を図る。

イ 研修の時期・内容等

- ・ 7にあげる年間計画に記載の通り実施する。
- ・ 『大枝小学校「いじめの防止等基本方針」の徹底』『教職員のいじめに対する意識向上研修』『事例を基にした実践研修』『アンケート結果を基にした研修』等

3 基本的施策

- ※([学校像]思いやりの心を育てる学校)
- ※([学校像]健康や安全に留意する学校)

(1) 学校におけるいじめの未然防止

ア 学習環境の整備

- ・ 校内美化や整理整頓に努め、児童が落ち着いて学習に取り組めるように環境整備に努める。

イ 授業改善

- ・ 教育課程指導計画(京都市スタンダード)に基づく授業計画のもと、子どもが「わかった」、「できた」、「たのしい」を実感できる授業を行う。
- ・ 学習規律の確立に努める。また、授業中には具体的な例示等により全ての子どもが共通理解できることを目指して、学習に臨めるようにする。これらを通して、安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・ 授業の中で、2人～4人の少人数グループで考えを共有する時間、深める時間を取り入れる。言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に努める。
- ・ 全ての子どもに習得すべき基礎学力(読み・書き・計算)の定着を図る。

ウ 道徳教育、人権教育の充実

- ・ 道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・ 「特別の教科 道徳」の時間を中心に道徳教育を進め、様々な場面でのルールやマナーを身につけられるようにする。また、守ろうとする意識を育てる。
- ・ 参観授業では全校の取組として、いじめは絶対に許されないことや命の大切さを題材とした教材で「特別の教科 道徳」の時間を実施し、保護者に理解や協力を求める。
- ・ 憲法週間と人権月間に、「憲法朝会」「人権朝会」を実施し、基本的人権にまつわる絵講話をを行う。
- ・ 憲法月間と人権月間での「つくってわくわく本棚」の取組の際には、基本的人権にまつわる絵本の読み聞かせを行う。

エ 体験活動

- ・宿泊を伴う学習(修学旅行など)、校外での体験活動(社会見学)、学校行事(運動会やミュージック・フェスティバル)を通して人間関係づくりを目指す。
- ・校外の方との交流を通して、道徳的価値の深まりを図る。

オ 児童が自主的に行う活動

- ・児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・12月の人権月間の際、「いじめ問題」を取り上げ、人権標語・スローガンを作成し、学年に応じた取組を進める。また、全校集会等で紹介する。
- ・スマイル集会等を通して異年齢での関わりを持たせ、望ましい人間関係の育成を図る。
- ・休み時間に体を動かす遊びを積極的に行えるような取組を企画する。(スポチャレなど)

カ 児童へのはたらきかけ

- ・図書室に「いじめ問題」をはじめ、人権に関わる本のコーナーを設置する。
- ・学年だより・学級だよりに、いじめや命に係わる内容を取り扱うように努める。
- ・保健の指導を学校全体として充実させ、心と体の健康についての意識の向上を図る。
- ・全校ラジオ体操を週明けに行い、学習に臨む姿勢を整えられるようにする。
- ・すこやか週間の取組を通して、生活リズムの安定を図る。

キ 児童同士の絆づくり

- ・学級活動や委員会活動では、児童のおもいを尊重し、児童の意見が反映されるようなしきみを各担任や担当教職員がつくっていく。
- ・異学年集団の交流等を進める中で、高学年の子どもの自尊感情を高めさせ、低・中学年の子どもの目標になるようにする。
- ・クラブ活動では、それぞれのめあてに沿って活動をし、異学年間の交流を大切にする。

ク 保護者の啓発

- ・参観・懇談会の機会をとらえ『いじめ防止対策推進法』の趣旨や『大枝小学校いじめの防止等基本方針』の内容を周知する。いじめの防止や解消には、保護者の協力が必要であることを伝える。子どもの観察や声かけが重要であることを周知し、共通理解をすすめる。
- ・学校だよりにいじめや命に係わる記事を掲載する等、啓発的な広報に努める。

ケ その他

- ・学校評価(自己評価及び学校関係者評価)を行い、取組の状況や効果を把握するとともに、逐次見直し、改善を図る。

(2)いじめの早期発見のための措置

ア 情報の集約と情報の共有

- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努める。いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、学年主任等を通して全教職員で共有する。
- ・指導の記録に日常の指導事項を記録し、全教職員で情報を共有できるようにする。
- ・重大事態については、「いじめ・不登校対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

イ 児童に対する定期的な調査

(a)アンケートの実施

- ・いじめ記名式アンケートを6月と11月に実施する。尚、4～6年生については、クラスマネジメントシートも活用する。
- ・いじめ記名式アンケートでいじめを受けたと回答した子に対しては、聞き取りを実施する。
- ・学校評価の児童アンケートにおいて、「いじめ」の項目を入れ実態の把握に努める。

(b)教育相談の実施

- 6月と11月に、「教育相談週間」を設定し、相談活動を積極的に行う。その際、各担任はアンケートの結果を把握し、児童の観察に努める。また、必要に応じて養護教諭・スクールカウンセラーと連携をし、子どもが話しやすい環境作りをする。

ウ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- 調査結果に関しては、各担任で分析を行い、内容を生徒指導部に報告する。生徒指導部はとりまとめて管理職に報告する。
- いじめが疑わしい場合や、問題があるように見受けられた場合にも、生徒指導部やいじめ対策委員会が連携して対応する。

エ ネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- 携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について子どもへの指導、地域や保護者への啓発に努める。
- 「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」での内容を情報モラル指導などに役立てる。
- ネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。

オ その他

- 登下校、休み時間、掃除中などの校内巡視による児童の見守り活動の実施。
- 全教職員によるいじめを見逃さない体制(報告・連絡)の確立。

4 いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組 ([教職員像]チーム大枝の一員として、協調・協働できる教職員)

(1) 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。今後の対応について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認、被害者の支援、加害者への指導、周りの子どもから状況把握、京都市教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について誠実に努める。また、解消・改善及び再発防止に向けた取組を並行して進めていく。

(2) いじめが発覚したときの対応

- 速やかな対応。丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録。（被害の態様、状況、構造、動機、背景など）
- 組織的な対応をすすめ、学級担任のみに任せきりにしない。
- 重大事態が起こる可能性を想定し、防止に努める。
- いじめの発見や報告(些細なことや疑いを含め)があった場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- 「いじめ対策委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。
- 周りの子どもへの関わりを把握する。
- 被害者への支援、加害者への指導体制をとる。
- 被害者及び加害者の保護者に連絡するとともに、京都市教育委員会に報告する。
- 被害者及び保護者への支援を行う。
- 加害者への指導及び保護者への助言を行う。
- 周りにいた子どもに対しても自分の問題として捉えさせ、必要に応じて学級集団への指導も行い再発を防ぐ。
- 事案によっては、警察や関係機関にも連絡を入れる。

(3)いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

くいじめ事案に対する組織的な対応の流れ>

前提となる基本事項

『学校いじめの防止等基本方針』

- 学校いじめ予防プログラムの策定
- 教職員、児童、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童同士の絆づくり

- ・授業改善
- ・児童が主体的に行う活動や
・体験活動の充実

予防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない
観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない
対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 基本的に複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る等、配慮しながら行う。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、できるかぎり記録をまとめておく。

管理職のリーダシップの下、学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

【児童への指導・支援】

- いじめを受けた児童は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校時、休み時間、清掃時間等、授業中以外の時間も、被害児童を見守る体制ができるだけ構築し、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けたふりかえり指導を行う。
- 周囲の児童に対し、いじめを他人事ではなく、自分の問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童（加害・被害とも）に対する家庭訪問等を行うことで連絡を取り、事実関係と今後の指導方針を説明し、各家庭に必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、謝罪をする場をもつ。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
①いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月間止んでいること（救済）
②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと（回復）

※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

(4)インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・携帯、スマートフォン、通信機能付きゲーム端末等インターネットやその他通信サービスを通じたいじめについても、現物の確認を行い上記(2)による対応を行う。

(5)教職員の資質能力向上の取組

- ・生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」の徹底。(メモによる報・連・相)
- ・教員研修による教師一人一人のいじめに対する意識の向上。
- ・学年を中心としたいじめ事案ごとのミニケース会議の開催。
- ・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施。
- ・月1回のいじめ対策委員会

5 重大事態への対処

(【学校像】健康や安全に留意する学校)

(1)基本的な考え方

重大事態への対処については、『いじめ防止対策推進法』を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を京都市長に報告する。その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得る。本校が調査主体となる場合には、本校の下に調査組織を設ける。調査組織は、アンケートの実施等の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた子ども及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2)重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態は法において、

- ① 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

と定義されているが、子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして報告・調査等にあたる。本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査、必要に応じた適切な保護者への情報提供、京都市教育委員会への調査結果の報告、調査結果を踏まえた適切な措置、同種の事態発生の防止に向けた取組の推進を速やかに行う。また、京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6 関係機関との連携

(【学校像】健康や安全に留意する学校)

ア 地域・家庭との連携の推進に向けて

大枝小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や『大枝小学校いじめの防止等基本方針』に対する理解を深める

※家庭教育学級や地域生徒指導連絡協議会での研修会を設定する。

イ 関係機関との連携の推進に向けて

- ・ いじめの事案によっては、西京警察署との連携を密にし、被害者の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、被害者・加害者の精神的ケアを図る。
- ・ 平素からスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーとの連携を密にしておく。

7 年間計画(予定)

※(【教職員像】チーム大枝の一員として、協調・協働できる教職員)

※(【教職員像】厳しいけれどこわくなく、優しいけれどあまくない教職員)

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議・校内研修	未然防止・早期発見に向けた取組	アンケート・教育相談	保護者との連携・啓発
4	・いじめ対策委員会①「校内体制・組織的対応」 ・職員会議「学校いじめ防止基本方針」の共有 ・始業式【いじめ対策委員会の紹介】	・入学式 ・始業式 ・学級目標の設定		・学級懇談会 ・保護者面談(必要に応じて)
5	・職員会議「学校いじめ防止基本方針」の共通理解 ・温かく見守る児童についての共通理解②	・1年生を迎える会 ・校外学習(1,2,3,4年) ・情報モラル(5,6年) ・修学旅行(6年)		・学校運営協議会での説明と評価
6	・いじめ対策委員会③「いじめアンケート結果の共有」 ・温かく見守る児童についての共通理解③ ・いじめ対策委員会②「記名式アンケート」		・教育相談週間 ・第1回クラスマネジメントシートの実施 ・いじめ記名式アンケート	・土曜休日参観
7	・いじめ対策委員会④「教育相談・クラスマネジメントシートの結果・情報共有」 ・人権・生徒指導研修会	・情報モラル指導月間① ・非行防止教室(5年)	・児童による学校評価アンケートの実施	・個人懇談会 ・保護者による学校評価アンケートの実施
8	・いじめ対策委員会⑤「いじめ防止プログラムの見直しと確認① PDCAサイクル」「4月～7月いじめ事案の経過報告」		・学校評価(中間評価)による取組の点検	
9	・いじめ対策委員会⑥「未然防止に向けた取組の確認」	・宿泊学習(5年)		
10	・温かく見守る児童についての共通理解④	・運動会	・いじめ記名式アンケート ・学校運営協議会での評価	
11	・いじめ対策委員会⑦「記名式アンケートの実施」 ・いじめ対策委員会⑧「いじめアンケートの結果共有」	・情報モラル指導強化月間②	・教育相談週間 ・第2回クラスマネジメントシートの実施	
12	・いじめ対策委員会⑨「基本方針の見直しと作業に向けて」 ・いじめ防止プログラムの見直しと確認② PDCAサイクル	・人権集会・月間	・児童による学校評価アンケートの実施	・個人懇談会 ・保護者による学校評価アンケートの実施
1	・いじめ対策委員会⑩「教育相談・クラスマネジメントシートの結果・情報共有」「9月～12月いじめ事案の経過報告」	・薬物乱用防止教室(6年)	・学校評価(年度末評価)による取組の総括と次年度の改善プラン策定 ・学校関係者評価	・学校運営協議会での説明と評価
2	・いじめ対策委員会⑪「年間を通してのいじめ事案の経過」 ・温かく見守る児童についての共通理解⑥	・作品展		・学年末懇談会
3	・いじめ対策委員会⑫「今年度の反省と次年度への課題」「いじめ防止プログラムの見直しと確認③ PDCAサイクル」「次年度の基本方針の確認」・年間の取組の見直し	・6年生をおくる会 ・小中連絡会 ・卒業式	・学校評価結果公表	